

令和2年3月12日

厚生保健委員会

健康福祉部 高齢者福祉課

浜松市舞阪シニアプラザ陽だまり浴室設備のあり方について

厚生保健委員会の附帯決議を踏まえ、地元住民等と協議した結果、舞阪シニアプラザ陽だまりの浴室設備を令和2年4月以降、条件付きで継続使用する。

1 附帯決議

- ・令和元年6月14日厚生保健委員会：浜松市ふれあい交流センター条例についての附帯決議

舞阪シニアプラザ陽だまりについては、浴室の存続を求めている利用者の声に耳を傾け、今後の利用者拡大や経費削減、運営方法など、今後の浴室設備のあり方や存続の可能性について、地域住民、利用者、運営者、行政による合意形成に向けた対応の機会を設け、早急かつ慎重に検討すること

2 対応経過

○7月26日 地元自治会や利用者等に対し説明会を開催し意見を聴取

- ・地元自治会や住民等から、改めて浴室設備の存続を強く要求。
- ・陽だまりの浴室廃止は、旧舞阪町が開始した高齢者福祉サービスの廃止であり、旧舞阪町独自事業の否定であるという思いが強い。
- ・議会の附帯決議は、住民との対話の後に浴室運営の継続を担保したものと考えている。

- 10月7日 地元自治会に対し、市の対応案を提示
- 11月1日 第一弁天自治会から市の対応案に対する意見書が提出
- 12月23日 地元自治会や利用者等に対し説明会を開催し、市の対応案を提示
市の対応案に対する再要望
- 1月30日 地元自治会に対し、市の対応案を提示。第一弁天自治会長から内諾の回答あり。
- 3月27日 (仮称)陽だまり運営協議会設立総会にて正式合意予定

3 対応内容

- ・介護予防事業を実施し、浴室は事業参加者限定で使用できるものとし、事業内容は地元自治会等と協議して実施する。
- ・介護予防事業を充実させるため、「利用者」「自治会」「社会福祉協議会」等による協議会を設置する。
- ・利用期間は、現浴室設備を修繕することなく使用できる期間（上限3年間：令和5年3月31日まで）とする。（それ以降については、地元等による管理・運営等の可能性を協議会で検討する。）
- ・浴室利用日を現行の週4回から2回、利用時間を現行の4時間から3時間に縮小。